

報告第3号

委任専決処分事項の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分を行ったので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年6月10日提出

栗東市長 野村昌弘

委任専決処分第3号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和2年7月13日に栗東市上砥山2489番地 上砥山営農組合倉庫付近市道において発生した公用車と乗用車の接触事故に関し、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和3年3月25日

栗東市長 野村 昌弘

損害賠償額 29,800円

報告第3号資料

栗東市上砥山2489番地 上砥山営農組合倉庫付近市道における公用車と乗用車の接触事故
について

事故発生日時 令和2年7月13日 午後4時15分頃
事故発生場所 栗東市上砥山2489番地 上砥山営農組合倉庫付近市道
相手方 藤田 剛久
相手方損害額 149,000円

事故発生状況及び経過

上砥山営農組合倉庫付近市道を走行中、点滅信号交差点にさしかかり、黄色点滅信号交差点を通過しようとしたところ、右方向より赤点滅信号交差点を一時停止せず進入してきた車両と接触、本車両はフロント部分破損、相手車両については左側面、右後方側面を破損したものの、また、接触の影響により、市道ガードレールについても破損した。

令和2年 7月13日 事故発生
7月14日 保険会社が提示する過失割合について相手方と協議
12月18日 相手方が過失割合について了承される
令和3年 3月25日 損害賠償額の専決処分

市から相手方への損害賠償金 29,800円

(市の過失割合20%)